

株式の分割に関する取締役会決議公告

平成 18 年 9 月 14 日

株 主 各 位

名古屋市中村区剣町 260 番地
株式会社 システムリサーチ
代表取締役社長 山田 敏行

平成 18 年 8 月 4 日開催の当社取締役会において、株式の分割に関し、下記のとおり決議いたしましたので公告いたします。

記

- 平成 18 年 10 月 1 日（日曜日）付をもって、次のとおり普通株式 1 株を 2 株に分割する。
 - 分割により増加する株式数 普通株式 970,000 株
 - 分割の方法 平成 18 年 9 月 30 日（土曜日）[ただし、当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質上は平成 18 年 9 月 29 日（金）] を基準日として株主および実質株主の所有株式数を、1 株につき 2 株の割合をもって分割する。
- 発行可能株式総数の増加
会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、平成 18 年 10 月 1 日(日曜日)をもって当社定款を変更し、発行可能株式総数を 3,400,000 株増加し、6,800,000 株とする。
- その他、この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

以上

お知らせならびにご注意

- 株主名簿に記載または記録された株主各位には、株式の分割により増加した株式数に相当する株券を追加発行いたします。
- 実質株主名簿に記載または記録された株主各位には、平成 18 年 10 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、実質株主名簿およびご預託の証券会社等の顧客口座簿に記載または記録されることとなります。
- 株式の分割後の株券およびご所有株式に関するご案内は、平成 18 年 11 月 20 日にお届出ご住所にお送り申し上げる予定でございます。
- 名義書換未済の株券をお持ちの方は、速やかに名義書換または証券会社等で株券保管振替制度ご利用の手続をお済ませください。

なお、住所変更、改印等の届出未済の方は、至急手続きをお済ませください。

株主名簿管理人	三菱 UFJ 信託銀行株式会社
同 連 絡 先	〒137-8081 東京都江東区東砂 7 丁目 10 番 11 号 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-232-711(通話料無料)
同 取 次 所	三菱 UFJ 信託銀行株式会社 全国各支店